

第4回 京都府肝炎対策協議会

次 第

平成29年3月3日(金)
14時~16時
京都ガーデンパレス桜の間

1 あいさつ

2 報告事項

- (1) 各分野別計画に掲げる取組及数値目標の状況
- (2) 肝炎治療に対する医療費助成等について

3 協議事項

- (1) 京都府保健医療計画等に基づく肝炎対策について

4 その他

5 閉 会

京都府肝炎対策協議会 委員

任期 平成 30年3月2日まで

摘要	氏名	所属団体・役職
肝疾患連携 拠点病院	丸澤 宏之	京都大学医学部附属病院消化器内科 准教授
	欠席 山口 寛二	京都府立医科大学附属病院消化器内科 講師
医療 関係団体	欠席 禹 満	一般社団法人京都府医師会 理事
	友沢 明徳	一般社団法人京都府薬剤師会 理事
	北島 則子	公益社団法人京都府看護協会 第一副会長
	中嶋 俊彰	済生会京都府病院名誉院長 (京都府感染症対策委員会 肝炎部会長)
患者・家族 代表	香川 恵造	一般社団法人京都府病院協会 副会長
	欠席 富士原 正人	一般社団法人京都私立病院協会 副会長
行政機関	田中 征一郎	京都肝炎友の会 世話人
	安藤 えつ子	京都市保健福祉局保健衛生推進室保健医療課 母子保健・感染症予防担当課長
	井口 珠美	向日市健康福祉部健康推進課 課長
	小笠原 温美	井手町保健センター 所長、 井手町地域包括支援センター 所長
	欠席 時田 和彦	京都府山城南保健所 所長

京都府肝炎対策協議会設置要綱

(設置趣旨)

第1条 京都府の肝炎対策の関係者が連携し、対策を推進するため、京都府肝炎対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(委員の役割)

第2条 協議会の委員は、次の事項について意見を述べるものとする。

- (1) 京都府における肝炎対策の現状・課題及び推進の方向性に関すること。
- (2) その他、京都府における肝炎対策のあり方に関すること。

(委員の要件等)

第3条 協議会の委員は、肝炎に関する専門家、医療従事者、市町村、保健所、肝炎ウイルスの感染者及び肝炎患者並びにその家族又は遺族で構成する団体等より推薦のあった者とする。

2 委員は、15名以内とする。

(委員の任期等)

第4条 委員の任期は2年とする。

(会長)

第5条 協議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、協議会の議事を運営する。
- 3 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、知事が招集する。

(意見の聴取)

第7条 知事は、協議会において、必要があるときは、関係者等の出席を求め、意見を聞くことができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この要綱は、平成25年1月18日から施行する。